

ふくやまプレミアム付商品券印刷業務委託仕様書

1 業務名称

ふくやまプレミアム付商品券印刷業務

2 委託期間

契約締結日から2020年3月31日まで

3 業務内容

(1) 商品券印刷

ア 商品券仕様

(ア) 名称

ふくやまプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）

(イ) 発行冊数

535,000冊

(ウ) 商品券の内容

1冊あたり500円×10枚

(エ) 用紙（紙質）

表紙，裏表紙：上質フォーム

本証：汎用スレッドホロ

(オ) サイズ

縦76mm×横170mm程度

(カ) 偽造防止

- ・偽造防止の措置を行うこと。
- ・通し番号を付すこと。

(2) 商品券の納品

商品券は現金と同様の扱いが必要であるため，十分なセキュリティを講じ，期日を遵守し安全かつ確実に協議会が指定する場所に配送すること。

※納品日は2019年9月末予定。（分割納品する場合，2019年9月末40万冊納品。
2020年1月上旬13万5千冊納品）

4 契約の解除

受注者が次の事項に該当した場合，それが契約締結前にあつては契約を締結しないこと，契約締結後にあつては契約を解除し，又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(1) 契約締結前における契約不締結要件

- ア 受注者が倒産し，若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 協議会に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ その他業務委託することが不可能，又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(2) 契約締結後における契約解除又は減額変更契約要件

- ア 受注者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 協議会に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ 契約に違反し、その違反によって契約目的を達することができないと協議会が認めるとき。
- エ 協議会が行う必要な指示に従わないとき又は指示内容に係る改善が見られないとき。
- オ その他業務委託を継続することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

5 留意事項

- (1) 契約事項の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、協議会と協議すること。この協議が整わないときは、協議会の決定するところによるものとする。
- (2) 受注者は、打ち合わせ等で必要が生じた場合、協議会の求めに即時に対応すること。